

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5章 税理士の責任</p> <p>第47条の4 《懲戒処分公告》関係 (財務大臣が相当と認める期間)</p> <p>47の4-1 規則第20条の2 (規則第20条の3、第22条の2及び第26条の2において準用する場合を含む。)に規定する「相当と認める期間」とは、概ね、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間をいうものとする。</p> <p>(1) 税理士業務の禁止の懲戒処分又は税理士法人の解散の命令の公告である場合 税理士又は税理士法人 (以下「税理士等」という。) がその処分を受けた日から3年間</p> <p>(2) 税理士業務の停止の懲戒処分又は税理士法人の業務の停止命令 (以下「懲戒処分等」という。) の公告である場合 税理士業務の停止の期間又は税理士法人の業務の停止の期間</p> <p>(3) 戒告の懲戒処分等の公告である場合 税理士等がその処分を受けた日から1月間</p> <p>(4) 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定の公告である場合 税理士であった者が受けるべきであったその懲戒処分の種類に応じ、(1)から(3)までに定める期間に準ずる期間</p> <p>(5) 税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令の公告である場合 税理士等でない者がその命令を受けた日から3年間</p>	<p>第5章 税理士の責任 (新設)</p>